

株式取扱規程

株式会社 ビューティカダンホールディングス

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手續等を含む。）および手数料については、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

- 2 当社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

- (1) 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社
- (2) 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出等)

第 3 条 この規程による請求または届出は、当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 14 条第 1 項に定める場合は、この限りではない。

- 2 前項の請求または届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 当社は、第 1 項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当社は、第 1 項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求または届出を受理しない。

第 2 章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第 4 条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

- 2 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所

の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。

- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸届

(株主等の住所、氏名または名称の届出)

第7条 株主等は、住所、氏名または名称を当社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含むものとする。
- 3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(共有株式の代表者)

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所、氏名または名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を經由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を經由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- 2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取請求および買増請求の取扱

(買取請求の方式)

第14条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により証券会社等および機構を經由して行う。

- 2 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記載した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生ずる。

(1株当たりの買取価格)

第15条 前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。

- 2 買取請求日に、市場において売買取引がないときは、その翌日の市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(買取代金の支払)

第16条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- 2 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく機構の定めるところにより買取請求者に支払う。
- 3 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第17条 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

2 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

(買増請求の方法)

第18条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構等の規則等に定められた方法により証券会社等及び機構を経由して行う。

2 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生ずる。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第19条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(1株当たりの買増請求)

第20条 第18条による買増請求の効力発生の日(以下「買増請求日」という。)の市場における終値をもって、1株当たりの買増価格とする。

2 買増請求日に、市場において売買取引がないときは、その翌日の市場における始値とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(買増代金の決定)

第21条 単元未満株式の買増請求による買増代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買増価格を乗じた額とする。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより買増請求をした株主が証券会社等を通じて買増代金を当会社所定の銀行口座に振り込んだことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第23条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 6月30日

(2) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 株主権行使の手続

(書面交付請求および異議申述)

第24条

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

- 第25条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。
- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

- 第26条 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提案議案の次の事項について400字を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。
- (1) 提案の理由
- (2) 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

第 6 章 特別口座の特例

(特別口座の取扱)

- 第27条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

附 則

- 1 本規程の変更は、規程管理規程によるものとする。
- 2 この規程の施行日は平成15年6月1日とする。
- 3 改正日 平成18年2月1日
第2条、第3条改定
- 4 改定日 平成18年5月18日

会社法施行に伴う改定及び株式会社証券保管振替機構に加入のための改定

- 5 改定日 平成21年1月5日 全部改定
- 6 改正日 平成22年8月13日 第2条改定、平成22年9月25日施行
- 7 この規程は、平成24年4月1日一部改正して施行する。
- 8 この規程は、平成25年5月17日 一部改正して施行する。
- 9 この規程は、平成28年11月14日一部改正して施行する。
- 10 この規程は、2022年9月28日一部改正して施行する。
- 11 この規程は、2024年1月1日一部改正して施行する。